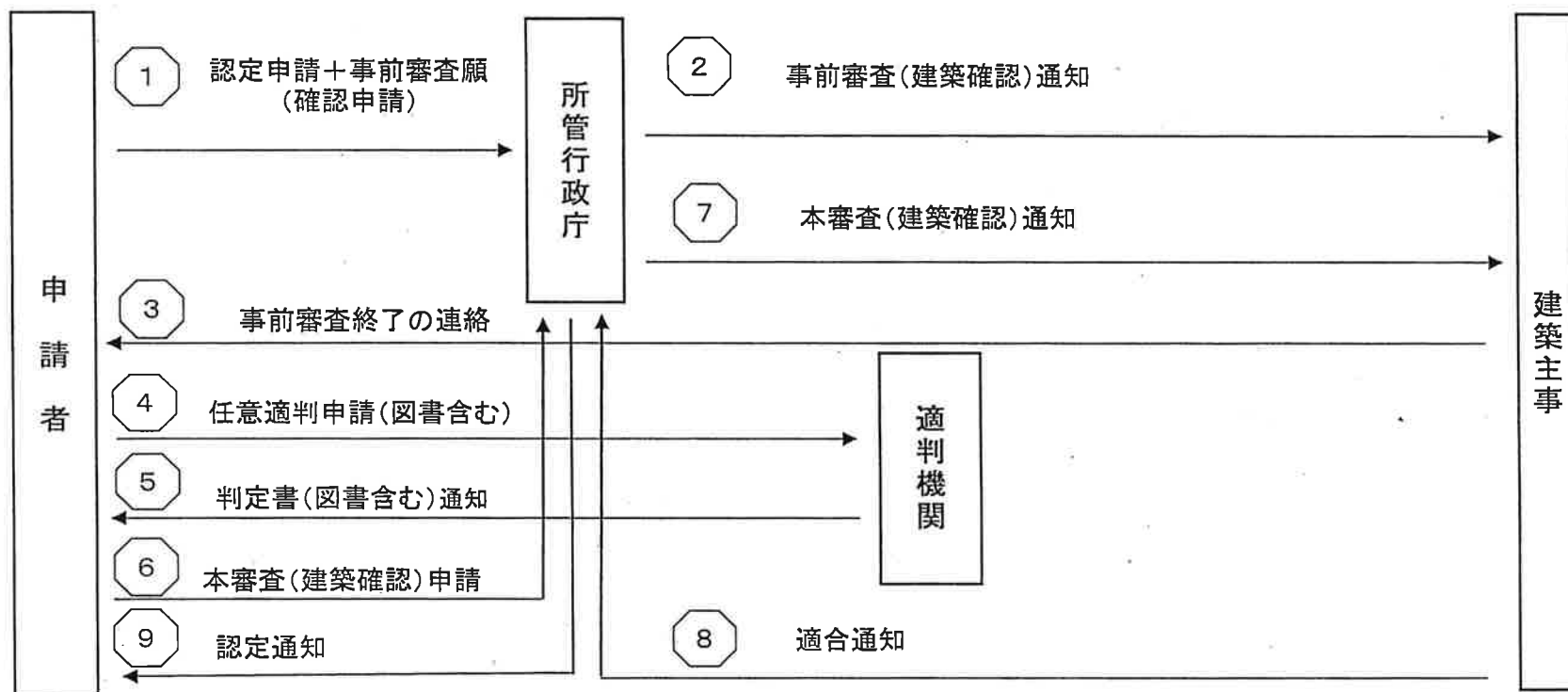


バリアフリー法の認定フローについて

別紙-1(フロー図)



- ①申請者は、認定申請書及び確認申請書を所管行政庁に申請する。
- ②所管行政庁は、誘導基準等について審査し、併せて、建築主事に事前審査の通知及び確認申請の送付を行う。
- ③建築主事は、確認申請書の意匠、構造及び設備設計について審査し、審査終了後は、申請者にその旨連絡を行う。
- ④申請者は、③の連絡を受け、適判機関に適判申請を行う。
- ⑤適判機関は、判定後、判定書及び図書を申請者へ送付する
- ⑥申請者は、確認申請の本申請（判定書添付）を行う。
- ⑦所管行政庁は、建築主事に本審査の通知及び確認申請（判定書添付）の送付を行う。
- ⑧建築主事は、適判機関からの設計図書と確認申請書の整合性は確認し、所管行政庁に適合通知を送付する。
- ⑨所管行政庁は、②の認定基準等に適合することを確認し、⑧の適合通知を受け、申請者に認定通知を行う。